

議案第12号

損害賠償の額を定めることについて

勝山市北谷町木根橋地先の市道において発生した物損事故について、損害賠償の額を次のとおり定める。

記

1 損害を賠償する相手方の住所及び氏名

勝山市北谷町木根橋〇〇-〇〇

〇〇〇〇

2 事故の概要

平成30年2月13日午前6時00分頃、勝山市北谷町木根橋地先の市道4-12号線において、市の除雪ドーザが除雪作業中に周囲の確認不足が原因で住宅の玄関屋根に接触し損傷させたものである。

3 損害賠償の額 金453,600円

平成30年6月13日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

物損事故による損害を賠償するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、この案を提出する。